

知って得する本



目次

- クイズ これって契約?..... 1
- 契約とは?..... 1~2
- 必ず役に立つクーリング・オフ... 3~4
- いろいろな支払い方法..... 5
- クレジットカードの仕組み..... 5
- ネットのトラブル相談事例
- 1. ケータイに架空請求..... 6
- 2. ネットオークション..... 7
- 3. 自作のホームページ..... 7
- 賢い消費者度チェック!! 8
- 消費生活センターってどんなところ?... 10

「日本一の暮らし先進県」を目指して!



鹿児島県消費生活センター

クイズ これって契約？

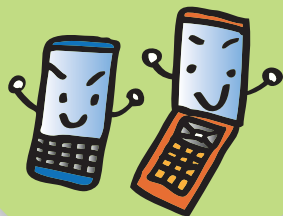
問題 次の中から「契約」に当てはまるものを選びましょう。

答えてみよ！

①ピザの配達を注文する



②ケータイに加入する



③レンタルDVDを借りる



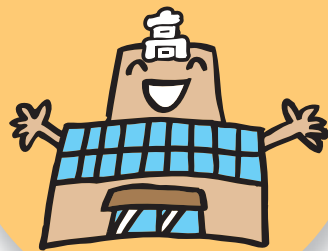
④バスに乗る



⑤ケータイで無料のオンラインゲームをする



⑥高校に入学する



⑦アルバイトをする



⑧友達と遊ぶ約束をする



答え

答えは10ページなのだ

契約とは？ 契約＝約束です

勉強しなくちゃ



契約は大人だけのものではありません。私たちは契約に囲まれて生活しています。契約とは一言で言えば「約束」です。普通の「約束」と違うのは、「法的な責任が生まれる」というところです。契約を守らなければ、損害賠償を請求されることもあります。

なんとか乗り切った！



契約は申し込みの意思と承諾の意思が一致したときに成立します。

例えば、あなたがケーキを買いに行き「このケーキを1個ください」と申し込み、店員が「かしこまりました」と承諾します。これで契約が成立します。契約が成立するとお互いにそれを守らなければなりません。あなたは代金を支払わなければなりませんし、お店はあなたにケーキを渡さなければなりません。後からあなたが「ケーキを返すからお金を返して」と言ってもお店は拒否できます。

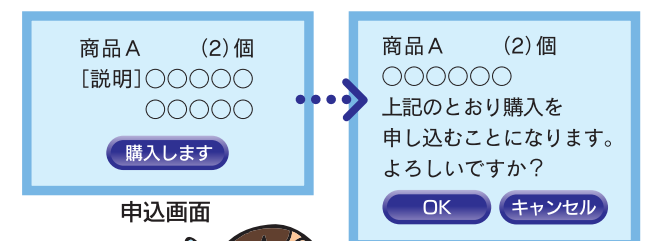
また、契約をするとき、契約書を作ることがあります。これは約束事を文章にして契約内容をはっきりさせることによって、後のトラブルを防ぐことを目的としています。原則として、契約書がなくても契約は成立します。**つまり単なる口約束でも契約は成立するのです。**



インターネットでも契約は成立するの？

ケータイやパソコンを使ったインターネットでも契約は成立します。ですから、インターネット画面のクリックは慎重にしなければなりません。ただし、申し込みのクリックの後に、本当にこの内容で契約するか確認する画面を業者が設けていない場合、消費者は契約の無効(契約ははじめからなかったこと)を主張できます。

【確認画面がある例】



かな...
あれ？
今の大丈夫



確認画面

よく確認してからクリックしよう！

「未成年者契約の取消」ってなに？

未成年者(満20歳未満)が契約する場合、親の同意が必要です。親の同意を得ていない契約は、本人又は親が取り消すことができます。

取消の効果

支払った代金は、返金されます。受け取った商品は、相手に返品します。

ただし、次のような場合には未成年者契約の取消はできません。

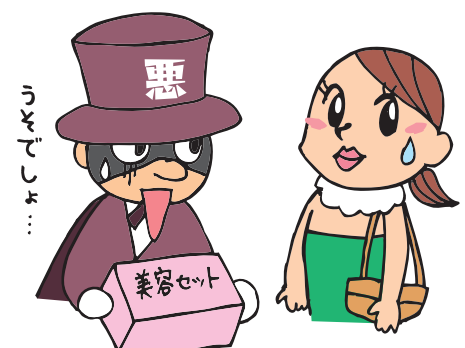
■親の同意無しで単独でできる契約

■成年者であるとか、親の同意を得ているとかなどと偽って、相手をだまして契約した場合



あれと、これを買って...

- ・親からもらうこづかいの範囲内の少額な契約
- ・贈り物をもらうなど自分に不利にならない契約
- ・親から商売を許された場合の商売に関する契約
- ・結婚している場合



あたし、25歳よ！